

福岡市マイクロチップ装着推進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市マイクロチップ装着推進事業補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、市民の飼育する犬及び猫にマイクロチップの装着を推進することにより、所有者明示の措置を講ずることに関する普及啓発を行うことを目的とする。

(補助対象動物)

第3条 補助金の交付対象となる動物（以下「補助対象動物」という。）は、次条に規定する者が市内で飼育する犬（狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条の規定による登録及び当該年度の同法第5条に規定する予防注射（猶予を含む。）を受けたものに限る。）及び猫とする。ただし、法第10条第1項に規定する第一種動物取扱業を営む者が営利を目的として飼養しているものを除く。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住している20歳以上の個人であること。
- (2) 補助対象動物に市内の動物病院でマイクロチップ装着を実施し、その装着費用を支払った者であること。
- (3) 本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がないこと。

(補助金額)

第5条 補助金額は、マイクロチップ装着を実施した補助対象動物1頭につき1,500円、または支払った装着費用の額が1,500円を下回る場合は当該支払った額とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福岡市マイクロチップ装着推進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を、マイクロチップ装着を実施する前までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請書の提出は、家庭動物啓発センター窓口又は家庭動物啓発センターへ郵送、FAX、電子メールにて行うものとする。

3 申請者は、2頭以上の補助対象動物に係る交付申請を行うときは、個体ごとに交付申請書を提出するものとする。

(交付等の決定)

第7条 市長は、交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、交付を決定したときは、福岡市マイクロチップ装着推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知しなければならない。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、福岡市マイクロチップ装着推進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、マイクロチップ装着を実施したときは、福岡市マイクロチップ装着推進事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の2月末までに市長に報告しなければならない。

(1) マイクロチップ装着を実施した動物病院の発行する領収書の写し

(2) 環境省データベースへのマイクロチップの登録証明書又は登録申請書の写し

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受け、補助金を交付することを適正と認めるときは、補助金の額を確定し、福岡市マイクロチップ装着推進事業補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定に基づき補助金の額を確定したときは、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消)

第11条 市長は、第8条の規定に基づく実績報告がなされなかったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定による取消しを行ったときは、福岡市マイクロチップ装着推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、交付申請及び実績報告の内容に疑義が生じた場合には、動物病院や補助事業者に対して、確認調査をすることができる。

2 市長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、既に交付した補助金相当額を返還させることができる。

(暴力団の排除)

第13条 市長は、福岡市暴力団排除条例（以下、「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し、当該申請者又は当該補助事業者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日等の個人情報の提出を求めることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健医療局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月14日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和3年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(申請書等の押印見直しに伴う様式第1号、様式第4号の改正)

(期間)

2 この要綱は、令和6年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

(申請方法の変更に伴う、第5条、第6条、様式第1号の改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
(マイクロチップの登録義務化に伴う第8条、様式第4号の改正及び組織名の変更に伴う第13条の改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。
(暴力団排除照会の運用変更に伴う第12条第4項、様式第1号の改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(第8条第1号に伴う、様式第4号の修正)
(期間)
- 2 この要綱は、令和9年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。
(実績報告期限の設定に伴う第8条の改正、交付決定取消に関する第11条の追加、第4条、第8条、第9条、第10条、第12条及び第13条における文言修正、第12条以降の条番号改正)